免除の効力を遡及的に消滅させたうえで、当該売却代金全額を受領した日から１か月以内に全額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節及び第４節に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。

⑷　更生計画認可決定前の売却の特則

管財人は、更生計画認可決定の日までの間に、売却対象船舶を売却した場合は、前記⑶アの定めによって算定される弁済額（前記⑶ウにより弁済を受けることとなる一般更生債権がある場合には、当該一般更生債権の金額を合算した金額）に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的物とし、売却対象船舶に係る更生担保権のうち前記⑶アによって弁済を受けることとなる更生担保権及び前記⑶ウによって弁済を受けることとなる一般更生債権を被担保債権とする質権を設定する。

この場合、質権の被担保債権となった更生担保権及び一般更生債権については、前記⑴から⑶にかかわらず、更生計画認可決定の日から３か月以内に、一括して弁済する。

第２　リースに係る更生担保権

１　確定債権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表６「更生担保権弁済計画表（リース）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　2,869,499円

（債権者数）　２名

２　権利の変更及び弁済方法

別表６「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の更生担保権に対する弁済は、第１回弁済日（本章第３節第２、１⑵アに定義する。以下同じ。）において、一括して弁済する。

第３　預金に係る更生担保権

１　確定債権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表７「更生担保権弁済計画表（預金）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）

100,000.00米ドル

（債権者数）　１名

２　権利の変更及び弁済方法

別表７「更生担保権弁済計画表（預金）」記載の更生担保権に対する弁済は、更生計画認可決定の日から３か月以内に、一括して弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権

租税等の請求権の総額及び租税等の請求権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載のとおりである。

（租税等の請求権）　102,286,328円

（租税等の請求権者数）　57名

２　権利の変更及び納付方法

⑴　権利の変更

ア　別表８「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の請求権のうち、後記イないしエに従い免除を受ける延滞税、利子税又は延滞金に係る請求権（以下「延滞金等」という。）以外のものについては、徴収の権限を有する者の意見を聴き、第１回弁済日まで、納税の猶予を受ける。

イ　別表８「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の請求権のうち、更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの間に生じる延滞金等については、徴収の権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

ウ　別表８「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の請求権のうち、更生手続開始決定の日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日の前日までの間に生じる延滞金等については、徴収の権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。

エ　アに従って納税の猶予を受けた場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金については、徴収の権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

オ　前記イ及びウは更生計画認可決定の日に、エについては納付日に免除を受ける。ただし、ウについて徴収の権限を有する者の同意を更生計画認可決定の日以後に得た場合、当該同意を得た日に免除を受ける。

⑵　納付方法

前記⑴による免除後の金額は、第１回弁済日において、一括して納付する。

第２　労働債権

１　退職一時金

⑴　確定更生債権額

退職一時金に関する確定更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表９「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載のとおりである。

（確定更生債権）　411,711,767円

（債権者数）　50名

⑵　権利の変更及び弁済方法

別表９「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の優先的更生債権に対する弁済は、更生計画認可決定の日から３か月以内に、一括して弁済する。更生手続開始後の利息又は遅延損害金がある場合は、更生計画認可決定の日にその全額の免除を受ける。本更生計画案提出後、更生計画認可決定の日の前日までの間に退職した従業員の退職一時金に関する更生債権について、会社更生法140条２項の定めに基づく届出がなされ、当該債権が確定した場合も同様とする。

ただし、更生会社は、退職一時金に関する優先的更生債権について、更生会社が従業員の退職慰労金制度として採用している規約型確定給付企業年金制度の資産管理運用機関に指図し、適用のある企業年金規約に従った方法により、同資産管理運用機関に弁済させる。

２　確定給付企業年金に関する特別掛金

更生手続開始決定の日に生じていた企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権に相当する部分（更生手続開始決定の日においては453,556,776円）については、更生計画認可決定の日以降、同規約に従って弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定債権

確定した一般更生債権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表10「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりである。

（確定更生債権）

53,109,082,284円

895,489,924.89米ドル

2,298,554.82シンガポールドル

及び額未定

（債権者数）　248名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　基本方針

⑴　弁済の概要

一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・遅延損害金（以下「元本等」という。）については、一般更生債権のための弁済原資35億円を各債権者の債権額に応じて按分弁済を行い、その残額について免除を受ける。

按分弁済の対象となる確定一般更生債権の元本等の債権額は、合計222,924,776,779円である【注３】。このほか、未確定更生債権等（第５章第１節第２に定義する。以下同じ。）その他の合計額189,451,945,829円が、一般更生債権の元本等として按分弁済の対象となる可能性がある。